

## (仮称) 御園児童クラブ設置運営事業者公募要領

近年、本市の放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）を利用する児童は増加傾向にあり、利用希望者の受入れが困難な状況が生じていることから、受入れ先の確保とクラブ運営の安定化を図るため、新たに児童クラブを設置し、運営する事業者を募集します。

### 1 応募要件

事業者は、児童クラブを円滑に安定して運営でき、次の要件を全て満たす者とします。

- (1) 平成 29 年 4 月 1 日時点で、石川県内で児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）による放課後児童健全育成事業を実施している社会福祉法人、学校法人、特定非営利活動法人、株式会社等法人格を有する事業者であること。
- (2) 児童クラブを運営するための十分な資力・信用を有していること。
- (3) 児童福祉事業に熱意を持ち、児童クラブの運営を適切、公平、中立かつ効率的に実施できること。
- (4) 関係法令等を遵守し、学童保育を実施する意思があること。
- (5) 申請書類受付日において、直近 3 年間の法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税並びに市町村税の滞納がないこと。
- (6) 民事再生法等（平成 11 年法律第 225 号）及び会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による手続きをしている法人でないこと。
- (7) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (8) 野々市市暴力団排除条例（平成 24 年野々市市条例第 13 号）第 2 条に掲げる暴力団及びそれらの利益活動を行う法人でないこと。

### 2 児童クラブの概要及び設置運営要件

- (1) 事業内容 保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対して、放課後等に適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る。
- (2) 設置場所 御園小学校区かつ御園小学校から概ね半径 500m 以内であり、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に適合し、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）に違反しない場所であること。
- (3) 対象児童 小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない児童
- (4) 定 員 概ね 40 人以下の児童クラブ 4 か所（4 か所を運営する 1 事業者の募集です。）
- (5) 開設日数 1 年につき 250 日以上を原則として、その地域における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して設定すること。
- (6) 開設時間 ①小学校の授業の休業日 1 日につき 8 時間以上  
②小学校の授業の休業日以外 1 日につき 3 時間以上
- (7) 設置期間 平成 31 年 4 月 1 日から平成 41 年 3 月 31 日まで  
※期間満了後、運営状況を確認のうえ、5 年ごとに更新していくものとします。

### 3 施設整備及び運営に係る補助金

児童クラブの施設整備及び運営に係る補助金は、一定の基準を満たしている場合、国及び県の補助基準額等に基づき市の予算の範囲内で決定し、交付します。

補助の基準等は以下の平成 29 年度の各要綱を参照してください。なお、基準の項目や基準額は、変更になる場合があります。

- (1) 子ども・子育て支援交付金交付要綱（平成 28 年府子本第 474 号別紙）
- (2) 子ども・子育て支援整備交付金交付要綱（平成 28 年府子本第 717 号別紙）
- (3) 野々市市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱（平成 15 年野々市町告示第 35 号）
- (4) 野々市市児童福祉施設整備補助金交付要綱（昭和 52 年野々市町告示第 12 号）

### 4 関係法令等の遵守

事業の運営にあたっては、本要領のほか、放課後児童健全育成事業に係る関係法令等を遵守し、特に、次の法令等に留意してください。

#### ①児童福祉法

②放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚労省令第 63 号）

③放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について（平成 26 年雇児発 0530 第 1 号）

④野々市市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年野々市市条例第 16 号）

※設置期間中に法令の改正や関係通知等があった場合、その対応方針や対応時期については、市と協議して決定するものとします。

### 5 応募の手続き等

以下のとおり申請してください。

(1) 受付期間 平成 30 年 1 月 9 日から平成 30 年 2 月 8 日まで（市役所閉庁日を除く。）

(2) 受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで

※応募書類の提出日時について、事前（原則 2 日前まで）に電話予約のうえ、申請してください。

(3) 申請場所 野々市市役所 1 階 3 番窓口 子育て支援課

(4) 提出書類（原本 1 部と写し 7 部を提出してください。）※写しはアの様式 5～11 とイのみ

ア （仮称）御園児童クラブ設置運営事業応募様式（様式 1～11）

イ 設置運営場所の位置図（1/2500）及び施設イメージ図（任意様式）

ウ 設置運営場所に関する書類（土地登記事項証明書（申請日以前、3 か月以内に発行されたもの）又は土地の賃貸借契約に係る申立書等）

エ 法人の定款又は寄附行為（任意様式）

オ 法人の登記事項証明書（申込日前から 3 か月以内に発行されたもの）

カ 法人の事業運営実績等の概要がわかる書類（任意様式）

キ 法人の財務状況に関する書類（収支決算書、財産目録等）（直近 3 か年分）（任意様式）

ク 国税及び地方税に係る納税証明書（未納がないことがわかるもの。ただし、課税されている場合に限る。）※受付開始日以降に発行されたもの

- ケ 児童クラブの設置運営に係る収支予算書（任意様式で年度ごとに3か年分）
- コ その他市長が必要と認める書類（追加書類を求める場合があります。）

## 6 応募に当たっての留意点

- (1) 応募に必要な費用は、応募者の負担となります。
- (2) 提出書類は、返却いたしません。
- (3) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は、原則として認めません。
- (4) 選定に当たって確認が必要とされた場合、追加で資料の提出等を求めることがあります。
- (5) 提出された応募書類は、公表等に必要な場合、無償で使用できるものとします。また、選定結果等に係る情報公開請求があった場合は、野々市市情報公開条例に基づき、応募者の正当な利益を害するものを除き、提出書類を開示します。
- (6) この事業に係る予算措置が講じられなかった場合、協定を締結しないことがあります。

## 7 応募の取消し

応募した者が次のいずれかに該当した場合は、その応募を取り消す場合があります。その際の費用弁償には一切応じません。

- (1) 資料の提出が指定の期間内に行われなかった場合
- (2) 公募要領に違反又は著しく逸脱した場合
- (3) 申請内容に虚偽のものが含まれていた場合
- (4) 「1 応募要件」に定める要件に該当しない、又は該当しなくなった場合
- (5) その他不正行為があった場合

## 8 設置運営事業者の選定

「1 応募要件」を満たした者から提出された書類を（仮称）御園児童クラブ設置運営事業者選定委員会にて審査し、各応募者からのプレゼンテーション後、ヒアリングのうえ、「（仮称）御園児童クラブ設置運営事業者選考基準」等により総合的に判断し、事業者を選定します。

## 9 選定結果

選定結果については、全ての応募者に対して、書面で通知します。（お電話でのお問い合わせには応じません。）

## 10 その他

- (1) この要領に定めのない事項については、別途野々市市が決定します。
- (2) 審査の結果、設置運営事業者として選定された場合であっても、提出された提案内容の施設整備・運営ができないことが明らかになった場合、選定結果を取り消し、市が支出した負担金を返還させる場合があります。
- (3) 設置期間の満了、又は協定を解除したときは、事業に関する事務を整理し、市と市が指定する者に対して業務の引継ぎを速やかに行っていただきます。

11 問い合わせ先

※月曜日から金曜日の祝・休日を除く 8時 30分から 17時 15分まで

〒921-8510 野々市市三納一丁目 1番地 野々市市健康福祉部子育て支援課

T E L 076-227-6077 F A X 076-227-6252 E - m a i l kosodate@city.nonoichi.lg.jp